
今月のテーマ 平成 27 年分確定申告の改正点

今回は平成 27 年分の確定申告に際して、過去の税制改正で決定されていた内容のうち、平成 27 年分から適用される改正項目をご紹介します。過去に取り上げた内容も含まれていますが、再確認の意味で改めて掲載いたします。

1. 国外財産調書（平成 24 年度改正）

平成 26 年 1 月以降、その年の 12 月 31 日において国外財産の価額の合計額が 5 千万円を超える居住者は、翌年の 3 月 15 日までに所定の事項を記載した国外財産調書を所轄の税務署長へ提出する必要があります。居住者とは、国内に生活の本拠である住所を有し、又は国内に生活の本拠ではないが現実に居住している場所を引き続き 1 年以上有する個人をいいます。

この調書について、偽の記載をした場合又は正当な理由なく提出しなかった場合、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が課されることになるのですが、本制度の十分な周知期間を設けるといった配慮から罰則の適用は 1 年間先送りされていました。そして平成 27 年分確定申告時より、この罰則規定の適用が開始されますので、国外に不動産や有価証券などを所有されている方は注意が必要です。

2. 所得税の税率（平成 25 年度改正）

平成 27 年分より 1,800 万円超の所得金額について下表のように税率が変更されました。なお、下記の表は復興特別所得税を含んでいます。

課税総所得金額等	税率	改正	課税総所得金額等	税率
195万円以下	5.105%			195万円以下
330万円以下	10.210%		330万円以下	10.210%
695万円以下	20.420%		695万円以下	20.420%
900万円以下	23.483%		900万円以下	23.483%
1,800万円以下	33.693%		1,800万円以下	33.693%
1,800万円超	40.840%		4,000万円以下	40.840%
			4,000万円超	45.945%

3. 贈与税の税率（平成 25 年度改正）

平成 27 年 1 月以降にされる贈与について、最高税率の引上げや直系尊属からの贈与に対する特例税率の適用が開始されます。

基礎控除後の課税価格	税率	改正	右以外の贈与税率	直系尊属からの贈与税率	
～ 200万円以下	10%			10%	10%
200万円超 ～ 300万円以下	15%		15%	15%	
300万円超 ～ 400万円以下	20%		20%		
400万円超 ～ 600万円以下	30%		30%	20%	
600万円超 ～ 1,000万円以下	40%		40%	30%	
1,000万円超 ～ 1,500万円以下	50%		45%	40%	
1,500万円超 ～ 3,000万円以下			50%	45%	
3,000万円超 ～ 4,500万円以下			55%	50%	50%
4,500万円超 ～				55%	55%

4. 節税対策の例

年内も残り少なくなっておりますが、今からでも間に合う節税対策として 2 つをご紹介します。一つは、ふるさと納税です。こちらの詳細についてはタックスニュースの [No. 058](#) をお読みください。なお、平成 27 年 4 月 1 日以後にふるさと納税をされた場合には確定申告が不要となるケースがあります。

もう一つは、個人事業主向けの対策になりますが、30 万円未満の事業用資産の取得費であれば平成 27 年の事業所得の計算上、全額を必要経費にすることができます。ただし、12 月中に納品が行われ、かつ使用開始する必要があります。こちらの詳細は [No. 065](#) をご参考にしてください。